別紙

社会保険審査会及び社会保険審査調整室の外部移転に伴う賃貸借一式

について（公募要領）

　中央合同庁舎第５号館の社会保険審査会及び社会保険審査調整室を民間ビルに移転し、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和２８年法律第２０６号）に規定する公開審理等を行える環境を整える必要がある。

　ついては、下記の内容で公募するので、「４　応募方法」に従って応募されたい。

記

１．時期について

　　令和３年９月１日（水）～令和４年３月３１日（木）

　　※実際の入居期間は、工事施工後～令和４年３月３１日（木）とする。

２．場所について

　　中央合同庁舎第５号館（東京都千代田区霞が関1-2-2）から概ね500m圏内であること。

３．賃貸借等の要件

（１）安全性に関する事項

　　　ⅰ）防災性能

　　　　①耐震に関する性能

　　　　　　　　構造体は、大地震動後、構造体に大規模の修繕を必要とする損傷が生じないものであり、かつ、直ちに使用することができるものであること。

　　　　　　　　　各階の必要保有水平耐力は、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算において同条第二号に規定する式で計算した数値を有する建築物であること。

　　　　②対火災に関する性能

　　　　　　　　　火災に対して、人命に加え、財産・情報の安全が図られているものであり、耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難等の安全が確保され、建築基準法（昭和二十五年法律第201号）及び消防法（昭和二十三年法律第186号）等の関連規定に適合していること。

　　　　　（ａ）耐火に関する性能

　　　　　　　　　 対象以外で発生した火災による財産・情報の損失又は滅失の防止が図られていること。

　　　　　（ｂ）初期火災の拡大防止に関する性能

　　　　　　　　　　　　　出火しにくいよう配慮されているとともに、初期火災の段階での消火が可能となっており、財産・情報への被害を最小限にとどめることできること。

　　　　　（ｃ）火災時の避難安全確保に関する性能

　　　　　　　　　 高齢者、障害者等を含めた不特定かつ多数の利用者の安全な避難の確保が図られていること。

　　　　③耐風に関する性能

　　　　　　　暴風に対して、人命の安全に加えて施設の機能の確保が図られ、稀に発生する　　　　　　　　 暴風に比べて遭遇する可能性が低い暴風に対しても同様の確保が図られ、建築基準法（昭和二十五年法律第201号）等の関連規定に適合していること。

　　　　　　　④耐雪・耐寒に関する性能

　　　　　　　　　 積雪及び寒冷気候に対して、稀に発生する積雪により使用上の支障が生じず、　　　　　　　　地盤凍結により損傷が生じないよう対策が講じられ、建築基準法（昭和二十五年法律第201号）等の関連規定に適合していること。

　　　　　　　⑤対落雷に関する性能

　　　　　　　　　 落雷に対して、人命の安全に加え、施設内の通信・情報機器の機能の確保が　　　　　　　　図られ、建築基準法（昭和二十五年法律第201号）等の関連規定に適合していること。

　　　　　　ⅱ）防犯性能

　　　　　　　　　利用者、執務者及び財産に対する犯罪の防止又は抑止が図られていること。

　　　　（２）機能性に関する事項

　　　　　　ⅰ）利便性能

　　　　　　　　　移動に関する性能として、階層が２階以上となる場合、エレベーター（人員用、荷物用）が１機以上備わり、人の移動、物の搬送等が円滑に行えること。

　　　　　　ⅱ）室内環境性能

　　　　　　　①音環境に関する性能

　　　　　　　　　 他のものが利用する部分との接続部分においては音声の漏洩が防止され、その他の部分においては事務作業等に適した静寂さが確保されている又は入居時までに確保されていること。

　　　　　　　②空気環境に関する性能

　　　　　　　　　事務作業等に適した空気環境が確保されている又は入居時までに確保されていること。

　　　　　　ⅲ）情報化対応性能

　　　　　　　　　 一人当たり一台程度の端末機が導入される通信・情報システムが構築できる機能が保有され又は入居時までに保有され、コンセントの容量は30ＶＡ／㎡以上である又は入居時までに30ＶＡ／㎡以上であること。

　　　　（３）経済性に関する事項

　　　　　　　　 業務内容の変化に対応して、空間の有効利用及び機能の向上を図ることができるよう、間仕切の変更、機器の増設又は移設等を伴う修繕又は模様替えを容易に行うことができるものであること。

　　　　　 　　（４）環境保全に関する事項

　　　　　　　　　 施設は、熱の損失の防止及びエネルギーの効率的な利用に有効な措置が講じられている又は入居時までに措置が講じられていること。

　　　　　　　 （５）その他の事項

　　　　　　　　 ・　常時使用する職員の人数は最大32名程度である。

　　　　　　　　 ・　入退出を制限する扉が設置されていること又は入居時までに設置されていること。

　　　　　　　 　（ランダムテンキー、ＩＣカード、磁気カード等）

　　　　　　　　 ・　施設は、24時間警備（有人）となっていること。

　　　　　　　　　 ・　平日・休日ともに24時間入退出が可能である又は入居時までに可能となっていること。

　　　　　　　　　　 ・　身体障害者用のトイレが設置されていること。

・　通信設備は、固定電話、携帯電話（国内各社）、インターネットサービスが使用でき、ビル引き込み設備から対象各階までの配線がされている又は入居時までに配線されていること。

　　　　　　　　　 　　　また、通信用光ファイバーが使用可能である又は入居時までに使用可能となっていること。

　　　　　　　　　 ・ 延床面積を１フロア概ね540㎡程度確保できること。

　　　　　　　　　 （共有スペースを除く。ただし、委員長を含む６名の各委員の部屋面積で170㎡程度、控え室２つで50㎡程度、印刷室を含む事務室として220㎡程度ものとする。）

　・　100㎡程度の延床面積の審理室スペースを設けること。

　・　契約形態は普通建物賃貸借契約とすること。

　・　契約期間は１年間とすること（ただし、初年度は７ヶ月間とすること。）。また、令和４年度以降は、年度更新により継続して契約が可能であること。但し、予算の成立状況等により、契約更新を行わない場合もある。

　・　敷金は要さないこと。また、賃料以外の共益費、仲介手数料などが発生する場合は賃料に含めること。但し、時間外空調等の賃料に含まれないサービスについては、別途相談するものとする。

４.応募方法

　（１）応募期限　　令和3年６月２３日（水）　12時00分

（２）応募方法　　次の書類を下記（３）の提出先に、持参又は郵送にて提出すること。

　　なお、郵送の場合は書留郵便とした上で提出期限の前日までに到着するよう送付し、かつ応募者が電話により受領の確認を行う必要がある。

【提出書類】

　　　　　　　　　　　　・　厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書（全省

　　　　　　　　　　　　庁統一資格）の写

　　　　　　　　　　　　・　申込書（別紙様式１）

　　　　　　　　　　　　・　誓約書（別紙様式２）

　　　　　　　　　　　　・　応募企業の案内・概況を示す資料（工事区分及び工事区分毎に指定業者がある場合はその業者が分かる資料を含む。）、パンフレット等

　　　　　　　　　　　　・　事務室等用概要資料、事務室等内面図、パンフレット、写真等

　　　　　　　　　　　　・　この公募要領に基づく、賃貸借の概算見積書（内訳添付）

(３)提出先　　〒100-8916　東京都千代田区霞が関１－２－２

　　　　　　　　　　厚生労働省大臣官房会計課経理室契約第二係

　　　　　　　　　　担当：早坂（11階・部屋番号1108）

　　　　　　　　　　電話　03-3253-1111（内線7197）

５．手続において使用する言語及び通貨

　　日本語及び日本国通貨に限る。

６．その他

　（１）応募に当たっては、４（２）所定の書類全てを提出すること。これらの資料の提出がない又は虚偽の記載をし、若しくは記載内容に反することとなったときは、当該者の応募を無効とする。

　（２）提出された書類等について照会をした場合には対応すること。

　（３）公募の結果については、応募締め切り後１週間程度を目途に書面で通知する。

　（４）応募者が複数の場合、参加者から提出された書類をもとに利便性及び経済性を審査し、事務室を選定することとする。なお、必要に応じて現地の確認等を行う場合がある。

　（５）正式な契約は、応募内容を踏まえ、詳細を調整の上で確定することとなる。

　（６）応募に際しての資料作成費用や事務所の仮予約に要した費用等、契約に基づかない費用は一切負担しない。

　（７）応募に際して提出された資料は返却しない。